

朝日都市計画区域マスタープラン(朝日都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字が能登半島地震前の変更箇所 青地が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所
第 2 章朝日都市計画区域	第 2 章朝日都市計画区域
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標
1）都市づくりの基本理念	1）都市づくりの基本理念
① 現況と課題	①現況と課題
本区域は富山県の東部に位置し、東は新潟県に隣接し、北は日本海に面する朝日町の平野部に広がる区域である。古くから富山県の東の玄関口として、富山県と新潟県を結ぶ交通の要衝であり、泊市街地がその中心となっている。 人口は、近年減少傾向にあることから、今後は良好な住宅地の提供や、雇用機会の創出などによって、若者の定住を図り、地域の活力を維持していくことが課題となっている。 土地利用については、用途地域内に未利用地が多く介在しているため、土地区画整理事業等により基盤整備を進め、宅地化を図ることが必要である。 また、公共交通機関の利用者が減少しており、その維持活性化が課題となっている。 産業に関しては、製造品出荷額等が低下し、商店数や従業員数も減少していることから、企業の誘致や中心商店街の活性化により雇用機会の創出が課題となっている。	本区域は富山県の東部に位置し、東は新潟県に隣接し、北は日本海に面する朝日町の平野部に広がる区域である。古くから富山県の東の玄関口として、富山県と新潟県を結ぶ交通の要衝であり、泊市街地がその中心となっている。 人口は、一減少傾向にあることから、今後は良好な住宅地の提供や、雇用機会の創出などによって、移住定住の促進を図り、地域の活力を維持していくことが課題となっている。 土地利用については、用途地域内<u>のまとまりのある未利用地について、まちなかでの賑わいの創出、移住・定住の促進に向け有効活用を図る必要がある。</u> また、公共交通機関の利用者が減少しており、<u>まちなかと郊外部との連携強化を図るため、あさひまちバスやノッカルあさひまちなど公共交通の利便性を更に高める必要がある。</u> 産業に関しては、<u>産業基盤の拡充や企業の誘致などを推進し、多様な産業の集積や新産業の育成により、若者などの雇用の場の充実が課題となっている。</u> <u>東日本大震災以降、防災対策など、住民の安全安心な環境づくりに努めてきており、また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震を受け、沿岸部の住民が自転車徒歩など、どのような移動経路でも安全かつ迅速に避難できる交通基盤の整備が課題となっている。</u>
② 都市計画の基本理念	③ 都市計画の基本理念
ヒスイ海岸や北アルプスの山々、国指定史跡となっている不動堂遺跡などの豊かな自然や文化財を守りながら、中心市街地の再生などによる活力あるまちの実現を目指し、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～人と自然、心と心、ふれあうまち あさひ～ ○ 自然を活かした住みよい快適環境の都市づくり ○ 人、物、情報がふれあい交流する都市づくり ○ 観光や交流と地域産業が連携する都市づくり	ヒスイ海岸や<u>「春の四重奏」が楽しめる舟川べり、</u>国指定史跡となっている不動堂遺跡<u>周辺</u>などの豊かな自然や文化財を守りながら、<u>誰もが魅力を感じて暮らし続けることができるコンパクトなまちづくり</u>を目指し、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 <u>～誰もが魅力を感じ、安全・安心に暮らし続けることができ、人々の絆によって 夢と希望が持てるまちづくり～</u> ○ <u>誰もが魅力を感じることができるコンパクトな都市づくり</u> ○ <u>住み慣れた土地で安全・安心して暮らし続けることができる都市づくり</u> ○ <u>町に誇りを持ち、人々の絆を大切にした連携・協働の都市づくり</u>
○自然を活かした住みよい快適環境の都市づくり 豊かな自然に囲まれたゆとりのある生活を営むために、自然環境の保全と清潔で快適な環境整備に努め、自然を活かした住みよいまちづくりを推進する。	<u>○ 誰もが魅力を感じることができるコンパクトな都市づくり</u> <u>まちなかにおいて、都市機能の集約化を図るとともに、幹線道路や駅などが集中した交通の利便性を活かしながら、町内外の人々が交流できる賑わいのある都市空間の形成を図る。</u>

○人、物、情報がふれあい交流する都市づくり 道路交通網の整備、計画的な土地利用と市街地の中心性の向上に努め、人、物、情報がふれあい交流するまちづくりを推進する。	○ <u>住み慣れた土地で安全・安心して暮らし続けることができる都市づくり</u> <u>地震や津波などの自然災害などに備えた防災対策、まちなかなどにおける密集住宅地の解消や空き地・空き家の改善対策、防犯対策により、誰もが安全・安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。</u>
○観光や交流と地域産業が連携する都市づくり さまざまな地域資源を活かしながら、観光や交流と地域産業の連携を効果的に進め、活気に満ちたまちづくりを推進する。	○ <u>町に誇りを持ち、人々の絆を大切にした連携・協働の都市づくり</u> <u>住民にまちづくりに関する情報を発信し、住民参加の機運を高めるとともに、自治振興会の活動などを通して、住民同士がお互いに協力してまちづくりに取り組める体制を構築する</u>
２）地域毎の市街地像	２）地域毎の市街地像
本区域は地理的、社会的なまとまりから次の４地域に区分される。それぞれの市街地像は以下のとおりである。	本区域は<u>地域的、社会的なまとまりから、５つの地域に</u>区分される。それぞれの市街地像は以下のとおりである。
① まちなか地域	①まちなか地域
広域的な都市間交通及び都市内交通の拠点となるＪＲ泊駅周辺の泊地区と、朝日インターチェンジ周辺の五箇庄地区により構成される地域で、中心市街地の形成を図り、人々の活動、商業の活気などの賑わいを演出する地域とする。	<u>用途地域を有し、朝日町の中心市街地である泊二区の全域並びに泊一区・泊三区・五箇庄地区の一部で構成された地域で、都市機能の集約化、利便性の高いまちなか居住の推進による、快適で賑わいのある地域づくりを将来目標とする。</u>
② 田園集落地域	②まちなか周辺地域
昔ながらの集落、田園などの原風景を残す大家庄地区、山崎地区から構成される地域で、集落に住む人々の歴史・文化とのふれあいや、環境共生の場を演出する地域とする。南保地区、山崎地区の山間部と笹川地区から構成される地域で、山間の集落に根付く慣習・伝統を通して、緑豊かな山々と語らい、自然環境と共生する地域とする。	<u>「まちなか地域」に隣接する泊一区・泊三区・五箇庄地区・南保地区の一部で構成される地域で、交通の利便性を活かした産業振興や、まちなかとの近接性を活かした魅力ある地域づくりを将来目標とする。</u>
③ 山間集落地域	③田園集落地域
南保地区、山崎地区の山間部と笹川地区から構成される地域で、山間の集落に根付く慣習・伝統を通して、緑豊かな山々と語らい、自然環境と共生する地域とする。	<u>農村集落を形成し、美しい田園風景が残る大家庄地区の全域並びに山崎地区の一部で構成された地域で、舟川桜並木などの地域資源を活かした交流拠点の創出や、美しい田園環境・景観に包まれた地域づくりを将来目標とする。</u>
④ 海岸集落地域	④海岸集落地域
一般国道８号を軸として、日本海に面する宮崎、境地区から構成される地域で、ヒスイ海岸として有名な宮崎・境海岸を訪れる人々にやすらぎの場を与える地域とする。	<u>漁村集落を形成し、美しいヒスイ海岸を有する宮崎地区の全域並びに泊一区・境地区の一部で構成された地域で、ヒスイ海岸などの観光地や歴史的遺構の集積を活かし、多くの人々の交流で賑わう地域づくり将来目標とする。</u>
	⑤山間集落地域
	<u>山村集落を形成し、緑豊かな自然を有する笹川地区の全域並びに南保地区・山崎地区の一部で構成された地域で、緑豊かな自然の中で、緑と親しめる空間を活かし、安全・安心に暮らせる地域づくりを将来目標とする。</u>
３）目標年次	３）目標年次
本章の基本理念・将来像は、おおむね２０年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を	本章の基本理念・将来像は、おおむね２０年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を

平成 43 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。	<u>令和 23（2041）年</u> とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を <u>令和 13（2031）年</u> とする。
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
1）区域区分の決定の有無	1）区域区分の決定の有無
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は、平成 17 年現在 14,648 人であり、近年用途地域内においても、また用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においても減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。 これまで、用途地域内においては、土地区画整理事業等により良好な市街地の形成に取り組まれてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は、 <u>平成 27（2015）年現在 12,210 人であり、</u> 用途地域内においても、また用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においても減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。 これまで、用途地域内においては、土地区画整理事業等により良好な市街地の形成に取り組まれてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。
3 主要な都市計画の決定の方針	3 主要な都市計画の決定の方針
1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
①主要用途の配置の方針	①主要用途の配置の方針
中心市街地ゾーンについては、本区域の特性ともいえるコンパクトにまとまった市街地の求心力を高めるため、産業の活性化を促すとともに、住民全てが生き生きと活動できる都市空間の形成を目指す。 このため、現行の用途地域を踏まえた住・商・工の適正配置により、計画的な土地利用の整序を図る	<u>あいの風とやま鉄道線泊駅及び五差路周辺を核としたまちなかにおいて、都市機能の集約化、商店街の活性化などを推進するとともに、幹線道路や駅などが集中した交通の利便性を活かし、多くの人々が交流できる賑わいのある都市空間の形成、誰もが魅力を感じて暮らし続けることができるコンパクトなまちづくりを目指す。</u> このため、現行の用途地域を踏まえた住・商・工の適正配置により、計画的な土地利用の整序を図る。
a 商業地	a 商業地
泊駅周辺に商店街が形成されているが、他市町での大型店の進出、モータリゼーションの進展などにより、空洞化が目立っている。このため、商店街に回遊性を持たせるなど魅力の向上により、商業地の活性化を図る。	<u>あいの風とやま鉄道線泊駅及び五差路周辺を商業・業務地区として位置付け、商業・業務施設をはじめ、行政、教育、医療・福祉、交流などの都市機能施設の集積により、周辺住民が生活の利便性を享受できるとともに、多くの人々が交流し賑わいのある地区の形成を図る。</u>
b 工業地	b 工業地
交通の利便性の高い泊駅南側や一般国道 8 号沿道に集積させることにより、身近な就業機会を創出するとともに、住宅地の住工混在による居住環境の悪化を防ぐ。 なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。	<u>朝日町企業団地及びその周辺、旧富山県立泊高等学校跡地においては、北陸自動車道朝日インターチェンジとの近接性や一般国道 8 号などの幹線道路への良好なアクセス性を活かし、集落や農地などの周辺環境に十分配慮しながら、雇用創出に向けた積極的な企業誘致を展開する。</u>

c 住宅地	c 住宅地
既存商業地の周辺の住宅地においては、密集市街地の改善など、居住環境の向上を図る。 又、未利用地が多く都市基盤の不十分な地域においては、市街化状況を勘案の上、新たな土地区画整理事業を進めることを検討し、良好な居住環境の整備による、暮らしやすい住宅地の形成を図る。	既存商業地の周辺の住宅地においては、<u>住環境に配慮しつつ、まちなかの賑わい創出に寄与する一定規模の店舗等や都市機能施設の立地を許容しながら、誰もが快適に暮らすことができる住宅地として良好な住環境の形成を図る。</u> <u>新たな住宅需要に対しては、コンパクトなまちづくりを進める観点から、朝日町立地適正化計画で設定した居住誘導区域を中心に立地誘導を図る。</u>
②土地利用の方針	②土地利用の方針
a 土地の高度利用に関する方針	a 土地の高度利用に関する方針
中心市街地において、都市基盤の整備と併せ、必要に応じて土地の高度利用により商業の集積や、業務拠点の充実などを図り、その魅力・求心力の向上に努める。	中心市街地において、都市基盤の整備と併せ、必要に応じて土地の高度利用により商業の集積や、業務拠点の充実などを図り、その魅力・求心力の向上に努める。
b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
住居系用途地域内の住工混在地区においては、住工混在による弊害を解消するため、用途の純化を図り、居住環境の改善に努める。 また、良好な市街地環境の整備を図るため、地域的な都市条件や社会情勢などの変化に適切に対応し、必要に応じて用途地域の見直しを検討する。	<u>既成市街地内において、住工混在により弊害が生じている地域については</u>、用途の純化を図り、居住環境の改善に努める。 また、良好な市街地環境の整備を図るため、地域的な都市条件や社会情勢などの変化に適切に対応し、必要に応じて用途地域の見直しを検討する。
c 居住環境の改善又は維持に関する方針	c 居住環境の改善又は維持に関する方針
市街地において面的整備事業等の推進により、居住環境の改善を進め定住人口の増加を図る。また、地区計画等の導入により、地域の特性を活かした快適で魅力ある居住環境の整備を図る。	市街地において面的整備事業等の推進により、居住環境の改善を進め定住人口の増加を図る。また、地区計画等の導入により、地域の特性を活かした快適で魅力ある居住環境の整備を図る。
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
本区域の内外には、中部山岳国立公園や朝日県立自然公園などがあり、豊かな自然環境に恵まれている。今後は、快適な暮らしを維持するとともに防災性にも配慮した、公園・緑地の活用を図る。	本区域の内外には、中部山岳国立公園や朝日県立自然公園などがあり、豊かな自然環境に恵まれている。今後は、快適な暮らしを維持するとともに防災性にも配慮した、公園・緑地の活用を図る。
e 優良な農地との健全な調和に関する方針	e 優良な農地との健全な調和に関する方針
集落を囲む優良な農地は、背後の緑や北アルプスの景観と一体となって本区域の農村景観を形成しているため、その保全に努め、無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和を図る。	集落を囲む優良な農地は、背後の緑や北アルプスの景観と一体となって本区域の農村景観を形成しているため、その保全に努め、無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和を図る。
f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
本区域には、地すべり危険箇所や土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。	本区域には、地すべり危険箇所や土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく<u>土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については</u>開発の抑制に努める。 <u>また、本区域は黒部川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていること</u>

	<u>から、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保、立地適正化計画の防災指針に基づく取組み等により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u>
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
朝日県立自然公園に代表される山林や宮崎・境海岸、小川、境川などの河川には貴重な自然が残されていることから、今後もその保全に努める。	朝日県立自然公園に代表される山林や宮崎・境海岸、小川、境川などの河川には貴重な自然が残されていることから、今後もその保全に努める。
h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
用途地域内においては、都市的土地利用を推進するため、未利用地が多く介在している土地については、土地区画整理事業等の面的整備事業により計画的な住宅地の整備を進める。 更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。	用途地域内においては、都市的土地利用を推進するため、未利用地が多く介在している土地については、土地区画整理事業等の面的整備事業により計画的な住宅地の整備を進める。 更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用 <u>の規制・誘導</u> を図る。
2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
2―1）交通施設の都市計画の決定の方針	2―1）交通施設の都市計画の決定の方針
①基本方針	①基本方針
都市間連携を担う広域的な幹線道路として、一般国道８号が東西方向に市街地南部を通過しており、これと近接して北陸自動車道朝日インターチェンジが位置しているほか、県道朝日宇奈月線が南北方向に通っている。しかし、一般国道８号や朝日インターチェンジは、ＪＲ北陸本線南側に位置していることから、中心市街地が形成されているＪＲ北陸本線北側とのアクセス向上に努めるものとする。 市街地部の幹線道路については、南部の一般国道８号、北部の県道入善朝日線、東部の都市計画道路泊桜町線、西部の都市計画道路東草野平柳線により、市街地の骨格が形成されているが、その内側においては、補助幹線道路の整備が進んでおらず、良好な市街地形成、安全な歩行者空間の確保のためにも、狭小な道路の拡幅や都市計画道路の整備を図るものとする。 また、本区域の公共交通機関としては、ＪＲ北陸本線と公共バスがあり、区域内にはＪＲ北陸本線の泊駅など２駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	都市間連携を担う広域的な幹線道路として、一般国道８号が東西方向に市街地南部を通過しており、これと近接して北陸自動車道朝日インターチェンジが位置しているほか、県道朝日宇奈月線が南北方向に通っている。しかし、一般国道８号や朝日インターチェンジは、 <u>あいの風とやま鉄道</u> 線南側に位置していることから、中心市街地が形成されている <u>あいの風とやま鉄道</u> 線北側とのアクセス向上に努めるものとする。 市街地部の幹線道路については、南部の一般国道８号、北部の県道入善朝日線、東部の都市計画道路泊桜町線、西部の都市計画道路東草野平柳線により、市街地の骨格が形成されているが、その内側においては、補助幹線道路の整備が進んでおらず、良好な市街地形成、安全な歩行者空間の確保のためにも、狭小な道路の拡幅や都市計画道路の整備を図るものとする。 また、本区域の公共交通機関としては、 <u>あいの風とやま鉄道</u> 線と公共バスがあり、区域内には <u>あいの風とやま鉄道線</u> の泊駅と <u>越中宮崎</u> 駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を <u>図るとともに、新たなサービスの提供など</u> 、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針
東西方向を連絡する道路として一般国道８号、都市計画道路草野泊線を、南北方向を連絡する道路として都市計画道路月山草野線、都市計画道路泊桜町線を配置し、都市内交通の円滑化を図る。このうち、都市計画道路月山草野線については、市街地を通過せずＪＲ北陸本線北側から一般国道８号や朝日インターチェンジへアクセスする道路として配置し、交通の分散を図る。 また、都市計画道路停車場東草野線、都市計画道路草野東草野線、都市計画道路沼保宮本町線を市街地内の補助幹線道路として配置することにより、安全で円滑な道路網の構築を図る。 また、公共交通については、泊駅における都市計画道路南北連絡線、都市計画道路国道８号	<u>広域的な都市間連携を担う北陸自動車道、一般国道８号については、他都市との交流促進、産業や観光の振興に寄与する幹線道路として位置付ける。</u> <u>東西方向の地域間の連携を担う町道大家庄南保線や県道入善朝日線、南北方向の地域間の連携を担う県道朝日宇奈月線、町道山崎南保線については、各地区の賑わい創出、産業や観光の振興に寄与する幹線道路として整備・拡充を図る。</u> <u>また、地域間連携道路との連携強化を図るため、都市計画道路沼保宮本町線、都市計画道路草野東草野線などの都市計画道路の整備を推進する。</u>

停車場線の配置など、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、公共バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。	<u>さらに、まちなかを歩いて楽しめる環境を形成するため、五叉路 Cross Five、朝日町図書館・明治記念館などの公共施設や泊駅を連絡する道路の歩行空間の改善に努め、歩行者などの回遊性向上を図る。</u> <u>公共交通については、都市計画道路南北連絡線、都市計画道路国道 8 号停車場線の新設などにより、住民の生活に欠かせないあいの風とやま鉄道線泊駅の交通結節機能の強化を行うとともに、パーク・アンド・ライドの普及を図り、鉄道利用を促進する。また、まちなかと郊外部との連携強化を図るため、あさひまちバスやノッカルあさひまちなど公共交通の利便性を更に高める。</u>								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>道 路</td><td>3・4・2 草野泊線 3・4・6 停車場東草野線 3・5・7 草野東草野線 3・5・9 沼保宮本町線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・4・2 草野泊線 3・4・6 停車場東草野線 3・5・7 草野東草野線 3・5・9 沼保宮本町線	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>道 路</td><td>3・4・2 草野泊線 <u>3・4・5 国道 8 号停車場線（交通広場を含む）</u> 3・4・6 停車場東草野線 3・5・7 草野東草野線 3・5・9 沼保宮本町線 <u>8・7・1 南北連絡線</u></td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・4・2 草野泊線 <u>3・4・5 国道 8 号停車場線（交通広場を含む）</u> 3・4・6 停車場東草野線 3・5・7 草野東草野線 3・5・9 沼保宮本町線 <u>8・7・1 南北連絡線</u>
種 別	名 称								
道 路	3・4・2 草野泊線 3・4・6 停車場東草野線 3・5・7 草野東草野線 3・5・9 沼保宮本町線								
種 別	名 称								
道 路	3・4・2 草野泊線 <u>3・4・5 国道 8 号停車場線（交通広場を含む）</u> 3・4・6 停車場東草野線 3・5・7 草野東草野線 3・5・9 沼保宮本町線 <u>8・7・1 南北連絡線</u>								
2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針	2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
a 下水道	a 下水道								
快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。	快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、 <u>未整備区域における整備促進を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を図る。</u> 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、 <u>速やか</u> な排除を図り、浸水被害の防止に努める。								
b 河川	b 河川								
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
a 下水道	a 下水道								
汚水については、市街地の整備がほぼ完了したことから、市街地周辺の農村部の整備を進めていくこととし、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。	<u>下水道（事業整備）区域内の整備がほぼ完了したことから、終末処理場の適正管理を進めるとともに、老朽化が進む下水道施設の長寿命化対策を推進する。</u>								

	<u>一方、下水道区域外については、合併処理浄化槽の普及を図る。</u>								
b 河川	b 河川								
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、小川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、小川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>朝日公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	朝日公共下水道	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>朝日公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	朝日公共下水道
種 別	名 称								
公共下水道	朝日公共下水道								
種 別	名 称								
公共下水道	朝日公共下水道								
2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針								
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。								
3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針								
①主要な市街地開発事業の決定の方針	①主要な市街地開発事業の決定の方針								
密集市街地の改善が必要な地域及び未利用地が多く都市基盤整備の不十分な地域においては、積極的に土地区画整理事業等の面的整備事業の検討を行い、住宅需要、土地所有者の土地利用についての意向などを勘案しながら事業化を目指すものとする。	<u>交通の利便性の高いまちなかにおいて、移住・定住人口の確保に向け、土地区画整理事業により未利用地を活用する。その他、移住・定住に関する総合的な情報提供・窓口対応の体制整備などと合わせ、多様な移住・定住ニーズの受け皿として、空き家の活用を推進する</u>								
②市街地整備の目標	②市街地整備の目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。 <table><tr><td>地区名</td><td>事 業</td></tr><tr><td>平柳</td><td>土地区画整理事業</td></tr></table>	地区名	事 業	平柳	土地区画整理事業	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。 <table><tr><td>地区名</td><td>事 業</td></tr><tr><td><u>泊駅南</u></td><td>土地区画整理事業</td></tr></table>	地区名	事 業	<u>泊駅南</u>	土地区画整理事業
地区名	事 業								
平柳	土地区画整理事業								
地区名	事 業								
<u>泊駅南</u>	土地区画整理事業								
4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
本区域の内外は、中部山岳国立公園、朝日県立自然公園、ヒスイ海岸として有名な宮崎・境海岸など特色ある自然環境に恵まれており、ヒスイ海岸や大屋海岸を海辺環境軸として位置	<u>朝日町においては、「朝日県立自然公園」に指定される緑豊かな山林、ヒスイ海岸として親しまれる宮崎・境海岸、都市を潤す二級河川の小川や舟川などを有しており、自然環境に恵ま</u>								

づけ、その整備・保全に努める。 また、住民が集い憩うことができる緑豊かな公園、南部丘陵地の緑地及び棚山ファミリーランド周辺を山辺環境軸として位置づけ、その保全・活用に努めるとともに、小川を川辺環境軸と位置づけ、親水空間の創出を図る。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。	<u>れたまちであることを認識し、これら恵まれた自然環境との共生に配慮したまちづくりを目指す。</u> <u>公園・緑地は、都市に潤いを与える身近な緑として、今後も、適切な維持管理を行い、人口減少・少子高齢化社会、防災・安全対策の高まりなど、多様化するニーズに対応するため、町土の豊かな自然資源を活用した緑化や公園施設の充実により、緑豊かなまちづくりを目指す。</u> 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。				
②主要な緑地の配置の方針	②主要な緑地の配置の方針				
a 環境保全系統の配置の方針	a 環境保全系統の配置の方針				
良好な環境共生型居住を推進するために、都市公園、農村公園など地区の拠点となる公園整備や、不動堂遺跡公園、明治記念公園といった歴史公園など住民が多様に活用できる公園を配置する。 また、拠点となる公園と連携する道路の沿道緑化や、舟川沿いの桜堤の活用、海浜公園の松並木など、河川・海岸線の緑地整備を推進する。	良好な環境共生型居住を推進するために、都市公園、農村公園など地区の拠点となる公園整備や、<u>不動堂遺跡公園といった</u>歴史公園など住民が多様に活用できる公園を配置する。 また、拠点となる公園と連携する道路の沿道緑化や、舟川沿いの桜堤の活用、海浜公園の松並木など、河川・海岸線の緑地整備を推進する。				
b レクリエーション系統の配置の方針	b レクリエーション系統の配置の方針				
中部山岳国立公園や朝日県立自然公園、棚山ファミリーランドをレクリエーション地区として位置づけるとともに、海岸一帯においては横尾海浜公園の整備やヒスイ海岸の整備を推進し、赤川海岸、大屋海岸、朝日・宮崎・境海岸など、レクリエーション施設としての活用を図る。	中部山岳国立公園や朝日県立自然公園、棚山ファミリーランドをレクリエーション地区として位置づけるとともに、<u>海岸一帯においては、ヒスイ海岸の整備を推進し</u>、赤川海岸、大屋海岸、朝日・宮崎・境海岸など、レクリエーション施設としての活用を図る。				
c 防災系統の配置の方針	c 防災系統の配置の方針				
公園は地域における憩いの場や、自然とのふれあいの場として重要な施設であり、身近な緑地空間でもあるが、防災避難地としての機能も考慮して、体系的に配置する。	公園は地域における憩いの場や、自然とのふれあいの場として重要な施設であり、身近な緑地空間でもあるが、防災避難地としての機能も考慮して、体系的に配置する。				
d 景観構成系統の配置の方針	d 景観構成系統の配置の方針				
ヒスイ海岸等の海辺から、朝日県立自然公園等の山岳地帯に至るまでの変化に富んだ自然景観の保全に努めるとともに、都市生活にうるおいをもたらす景観として取り込み、魅力のある都市景観を創出する。	ヒスイ海岸等の海辺から、朝日県立自然公園等の山岳地帯に至るまでの変化に富んだ自然景観の保全に努めるとともに、都市生活にうるおいをもたらす景観として取り込み、魅力のある都市景観を創出する。				
③主要な緑地の確保目標	③主要な緑地の確保目標				
	<u>優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。</u> <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td><u>公園</u></td><td><u>泊駅南公園</u></td></tr></table>	種 別	名 称	<u>公園</u>	<u>泊駅南公園</u>
種 別	名 称				
<u>公園</u>	<u>泊駅南公園</u>				